

令和8年3月27日

市政記者各位

こども未来局子育て支援部障がい児事業所指導課

指定障がい児通所支援事業者に対する処分について

児童福祉法の規定に基づき、指定障がい児通所支援事業者に対し監査を行った結果、不正が認められたため、下記のとおり、令和8年3月26日付で2件の行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

第1 不正事案1件目

1 対象となる法人・事業所

法人名 (住所・代表者)	株式会社 楓 (福岡市早良区南庄四丁目13番11-305号・代表取締役 立光 一成)
事業所名 (所在地)	くじらぐも (福岡市早良区有田六丁目4番2号)
事業種別	放課後等デイサービス

2 処分の内容及び不正事案の概要

(1) 処分の内容 指定取消し

(処分通知日：令和8年3月26日、指定取消日：令和8年5月31日)

(2) 不正事案の概要

法人代表は、令和6年7月1日の指定前の段階で、勤務する見込みがなくなった児童指導員がいることを把握していたにもかかわらず、市に報告を行わず事業所の指定を受けた。また、指定当初から児童指導員が常勤で勤務していないにもかかわらず、勤務していると偽り給付費を不正に受領した。さらに、市が実施した監査において、児童指導員が実際には勤務していないにもかかわらず、勤務したように装った虚偽の出勤簿を作成し、市に報告した。

3 返還請求額

不正に受領した額	加算金額※	合計
1,421,956円	568,782円	1,990,738円

※児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づく加算金（不正に受領した額の40%）。

第2 不正事案2件目

1 対象となる法人・事業所

法人名 (住所・代表者)	株式会社 ゆあひろ (福岡市西区福重四丁目13番20号・代表取締役 齋藤 英二)
事業所名 (所在地)	パークサイドアカデミー (福岡市早良区城西一丁目6番19号)
事業種別	放課後等デイサービス

2 処分の内容及び不正事案の概要

(1) 処分の内容 指定の一部効力停止（3か月間の新規利用者の受入停止）
(処分通知日：令和8年3月26日、停止期間：令和8年4月1日から6月30日まで)

(2) 不正事案の概要

市が実施した監査において、児童発達支援管理責任者が実際には勤務していないにもかかわらず、勤務したように装った虚偽の出勤簿を作成し、市に報告した。また、当該行為は個々の職員の判断によるものではなく、法人の運営責任者が職員に対し作成を指示していた。

3 返還請求額

なし（※人員欠如が1月のみのため、人員欠如減算適用外）

【問合せ先】

こども未来局障がい児事業所指導課 担当：山崎
電話：707-1961（内線2221）